あきる野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

令和3年人事院勧告における育児休業等の取得要件の緩和等を踏まえ、東京都が職員の育児休業等に関する条例を改正するため、同条例に準じて定めた規定を整備する必要がある。

あきる野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市職員の育児休業等に関する条例(平成7年あきる野市条例第17号)の一部を 次のように改正する。

第2条第1号ア(ア)を削り、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第7条中「次のいずれにも該当する」を「勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、 市規則で定める」に改め、同条各号を削る。

第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

(妊娠、出産等についての申出があった場合における措置等)

- 第11条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益 な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

- 第12条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
 - (2) 育児休業に関する相談体制の整備
 - (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施 行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後のあきる野市職員の育児休業等に関する条例第2条第1号アに規 定する非常勤職員による育児休業の承認の請求及び同条例第7条に規定する市規則で定め る非常勤職員による部分休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うこと ができる。